

輪島市監査公表第16号

令和元年12月5日付発監査第250号の監査結果報告に基づき、  
輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条  
第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和元年12月25日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正





発 環 第 186 号

令和元年 12 月 16 日

輪島市監査委員 高森 宝一様

輪島市監査委員 大宮 正様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関

環境対策課

監査執行年月日

令和元年 11 月 8 日

監査の結果	措置の内容	措置状況
①滞納繰越分について  靈柩車使用料の滞納繰越分では不納欠損処理がされている。負担の公平性の観点から、税金等にも滞納がある場合には関連部署との連絡調整を行い、徴収に対する積極的な取組を行っていただきたい。	滞納繰越分については、関連部署との連絡調整を図りながら滞納者に對し積極的に催告を行い、滞納額の縮減に努めてまいります。	措置方針等
②使用料徴収事務について  靈柩車使用料の収納事務に不適切な処理が見られた。適正な債権管理に努めること。	納入通知書の発行事務等については、関係課と十分協議を行い、適切な事務処理に努めます。また、収納事務につきましても慎重なチェックを行い、適正な債権管理に努めます。	